

# 登所許可証明書(治癒証明書)

主治医の皆様へ

当事業所は、児童が集団で過ごす場です。感染症の集団での発症や流行を防ぎ快適に生活できるように、感染症についての証明書の作成をお願いいたします。感染力のある期間に配慮し、症状が回復して集団での活動が可能な状態になってからの登所となるようご配慮ください。

タチアオイの教室

放課後等デイサービス 代表 殿

児童氏名 \_\_\_\_\_

病名[ \_\_\_\_\_ ]

症状が回復し集団活に支障がない状態になりましたので、登所可能と判断します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医 師 名 \_\_\_\_\_ 印又はサイン

☆医師が記入した証明書が必要な感染症

| 病 名                          | 感染しやすい期間                                           | 登所のめやす                                                         |
|------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 麻疹(はしか)                      | 発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後                               | 解熱後 3 日を経過してから                                                 |
| インフルエンザ                      | 症状がある期間(発症前 2 4 時間から発病後 3 日程度が最も感染力が強い)            | 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで                              |
| コロナウイルス                      | 発症の 2 日前から発症後 10 日間程度(発症後 5 日間が特に感染力が強い)           | 発症した翌日から 5 日間を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日経過するまで                        |
| 風疹(三日はしか)                    | 発疹出現の前 7 日から後 7 日間くらい                              | 発疹が消失してから                                                      |
| 水痘(水ぼうそう)                    | 発疹出現 1 ～ 2 日前から痂皮形成(かさぶた)まで                        | すべての発疹が痂皮化(かさぶた)してから                                           |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)              | 発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日                                | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで                  |
| 結核                           |                                                    | 感染のおそれがなくなってから                                                 |
| 咽頭結膜炎(プール熱)                  | 発熱、充血等症状が出現した数日間                                   | 主な症状が消え 2 日経過してから                                              |
| 流行性角結膜(はやり目)                 | 充血、目やに等症状が出現した数日間                                  | 感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから                                      |
| 百日咳                          | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで                       | 特有の咳が消失し、全身状態が良好であること(抗菌薬を決められた期間服用する。7 日間服用後は医師の指示に従う)        |
| 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111 等) |                                                    | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、4 8 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| 急性出血性結膜炎                     | ウイルスが呼吸器から 1 ～ 2 週間、便から数週間～数ヶ月排泄されるまで              | 感染のおそれがなくなってから                                                 |
| 溶連菌感染症                       | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間                            | 抗菌薬内服後 2 4 ～ 4 8 時間経過していること                                    |
| マイコプラズマ肺炎                    | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間                              | 発熱や激しい咳が治まっていること                                               |
| 手足口病                         | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日後                               | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること                                 |
| 伝染性紅斑(リンゴ病)                  | 発疹出現前の 1 週間                                        | 全身状態が良いこと                                                      |
| ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)     | 症状のある間と、症状消失後 1 週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること                                      |
| ヘルパンギーナ                      | 急性期の数日間(便の中に 1 カ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)             | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること                                 |
| RS ウイルス感染症                   | 呼吸器症状のある間                                          | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと                                            |
| 帯状疱疹                         | 水疱を形成している間                                         | すべての発疹が痂皮化(かさぶた)してから                                           |
| その他                          | 学校保健安全法施行規則第 18 条に定められている感染症                       |                                                                |

※厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」、文部科学省「学校保健安全法施行規則」を準用